

## 明治二四年の濃尾地震をめぐる真言宗の動向

佐々木大樹

### 一 はじめに

平成二三年（二〇一一）三月二一日一四時四六分、宮城県男鹿半島、東南沖を震源とする巨大地震が発生し、東北・関東地方の太平洋沿岸部に甚大なる被害をもたらした。地震の規模は、日本の観測史上最大のマグニチュード九・〇で、警察庁の発表によれば、死者だけでも一五、八七九名にのぼった。<sup>①</sup>筆者もまた、多くの日本人と同様、この未曾有の大地震・大津波の被害を目の当たりにし、「被災者のために何かをしたい」と焦燥しながらも、自身の無力さを感じ今日までを過ごしてきたように思う。そのような筆者の思いもあり、本論は、過去、大地震に直面した僧侶が、いかに被災者支援を行ったのかを検証し、それにより東日本大震災の復興、また今後起こりうる大震災に対する教訓を導くことを目的に執筆した。

そこで本論では、過去の大地震の中でも、明治二四年（一八九二）一〇月二八日六時三八分、愛知・岐阜で発

生した「美濃・尾張地震」、通称「濃尾地震」について注目したい。この濃尾地震は、安政元年（一八五四）の東海・南海、および翌年の江戸大地震につづくものであり、明治維新以降、近代化が進む日本が初めて経験した巨大地震であった。地震の規模は、マグニチュード八・〇で、日本で発生した内陸型の地震で過去最大のものである。死者は七、二七三名、負傷者は一七、一七五名、全壊家屋数は一四二、一七七棟にのぼった。<sup>(2)</sup>

濃尾地震における僧侶の動向を論じた先行研究は、私見の及ぶかぎり見当たらないが、当時刊行された仏教系の雑誌には、多くの記録を見出すことができた。本論では地震発生直後から、およそ一年間を目的に、次の四資料を中心に当時の僧侶、特に真言僧の動向について整理を試みた。

① 『明教新誌』 明教社（東京）

第二九七二号（明治二四年一〇月三〇日）～第三一四五号

（明治二五年一〇月三〇日）

② 『伝燈』 真言宗伝燈会（京都大通寺）

第二十三号（明治二四年一月二日）～第三十六号（明治



歌川国利 岐阜市街大地震之図

二五年一月二二日)

③ 『同學』 真言宗青年同学会 (和歌山 高野山)

第一六号 (明治二四年一月一六日) ～ 第二八号 (明治二五年一月二六日)

④ 『密厳教報』 真言宗新義派振教会 (東京 護国寺)

第五一号 (明治二四年一月二二日) ～ 第七七号 (明治二五年一月二二日)

このうち仏教宗派全体の動向は『明教新誌』により、真言宗の動向は主に『伝燈』『同學』『密厳教報』に基づき論述した。各誌では、人民・寺院の被災状況や支援活動のみならず、地震学者の談話<sup>③</sup>、被災地での風聞、地震<sup>④</sup>に関する書籍の紹介等、様々な記事を掲載した。さらに各誌ともに、義捐金募集の広告等を掲載し、積極的な被災者支援も行った。<sup>⑤⑥</sup>

## 二 濃尾地震をめぐる仏教各宗の動向

ここでは濃尾地震をめぐる仏教各宗がいかに対応したのか、『明教新誌』を中心に見てゆきたい。誌面から読みとられる仏教各宗の支援方法を分析すると、①金銭物品の援助、②現地視察と慰問、③諸法要の執行、④小児・孤児の養育、という四つに分類することができた。以下、この分類にしたがい、①a宗団全体の取組み、①b有志の僧侶・寺院の取組み、という二つの視点をまじえて論述してゆきたいと思う。

## ①金銭物品の援助

これは被災地域および被災者に対して、金銭や生活物資を援助する活動であるが、宗団や有志団体によって取組みの方法や力の入れ方は様々であった。

宗団全体の動きとしては、まず備蓄の金銭物品を被災地に送り、次いで管長・宗務庁の主のもと論達・訓示を発し、所属寺院に対して義捐金等を勧募する形が多く見られた。これをいち早く行ったのは真宗大谷派であり、震災発生二日後の一〇月三〇日には論達によって末派寺院に義捐を要請した。しかも同日には、東本願寺事務所内のみならず、岐阜本龍寺内、愛知名古屋別院内といった被災現地にも「救恤事務所」を設け、救恤義捐の事務を遂行する体制が整えられたようである。<sup>⑦</sup>一〇月三十一日には、曹洞宗が金三〇〇円を愛知・岐阜両県庁に送付したとの記事も見えるが、<sup>⑧</sup>それよりも真宗大谷派の取組みは一步先行くものであったと推測される。これに続く形で、『明教新誌』第二九七七～二九七九号では、各宗の義捐金募集等に関する論達・訓示が相ついで掲載された。

- ・真宗大谷派（一〇月三〇日、十一月三日 執事 渥美契縁）
- ・浄土真宗本願寺派（一〇月三〇日、十一月五日 執行長 大洲鐵然）
- ・真言宗（十一月二日 真言宗長者 大僧正 原心猛）
- ・臨濟宗建長寺派（十一月三日 臨濟宗建長寺派宗務院）
- ・天台宗（十一月四日 天台宗務庁）
- ・浄土宗（十一月五日 浄土宗管長 日野靈瑞）
- ・曹洞宗（十一月七日 曹洞宗務局）

・黄檗宗（十一月七日 黄檗宗務総裁 吉井虎林）

この中でも誌上で、義捐規則を公示したのは天台宗と曹洞宗<sup>(9)</sup>であり、とりわけ天台宗では全十条からなる「震災被害者救恤義捐金取扱規則」を發布し、義捐の目的を横死者の遺族および財産被害者の救済と記した。<sup>(10)</sup>

被災した末派寺院に対する支援では、紙面によるかぎり、曹洞宗や浄土真宗本願寺派が巨額の資金援助を行ったようである。まず曹洞宗の場合は、愛知県下の被災した末派寺院の再興資金として貸下金二万円を支出したと記録される。<sup>(11)</sup> また浄土真宗本願寺派は、一二月初めの段階で、末派寺院に対して総額一万三千円を下附し、濃尾地震に関連する出費はあわせて二万円に達したと報じた。<sup>(12)</sup> さらに本願寺派では、濃尾地震を機に「共保会」を設立し、末派寺院からの積立金を用いて、被災寺院を支援する互助システムの構築を図っており興味ぶかい。<sup>(13)</sup> 他方、宗団の中には、臨濟宗妙心寺派のように財政逼迫につき、末派寺院が求める下附金が捻出できず、内務大臣に嘆願書を出した例も見える。<sup>(14)</sup>

また宗派を超えた取組みとしては、一二月一〇日に各宗管長が京都洪済会に集まり、各宗の被災寺院を調べて、無利息三〇年賦上納方法での材木払下げを当局に対して出願したとの記録も見られる。<sup>(15)</sup>

以上、宗団の取組みを概観してきたが、次に有志の僧侶・寺院の震災支援を見てゆきたい。有志を中心に広く行われた取組みとして、仏教大演説会の開催が挙げられる。これは高名な仏教者が、被災地の惨状や支援に関する演説を行うもので、その聴聞料を義捐金に充てるとともに、直接、参加者に義捐金を呼びかけるものであった。

例えば、仏教各宗教会では、一月九日から三日間、浅草本願寺・湯島麟祥院・芝罘館と巡回しながら、震

災救恤演説会を開いた。<sup>(17)</sup>各宗共同の仏教慈善会では、一月一〇・一一・一三日に神田錦輝館・浅草本願寺・芝増上寺を巡回しながら、震災救恤仏教慈善大演説会を実施した。<sup>(18)</sup>この演説会には、真言宗からも高志大了（一八三四～一八九八）や釈雲照（一八二七～一九〇九）等が講師として出席し、特に浅草本願寺（一月一日）での開催時には小林榮運が演説を行ったと記録される。<sup>(19)</sup>また一月二五日から浅草・深川・本所・下谷等の各所寺院において同会主催で演説会が開かれ義捐金が集められた。<sup>(20)</sup>他にも一月八日、湯島麟祥院において哲学館（東洋大学の前身）の生徒有志によって震災義捐大演説会が開かれ、南條文雄（一八四九～一九二七）澤柳政太郎（一八六五～一九二七）・井上圓了（一八五八～一九一九）・村上专精（一八五一～一九二九）等が演説を行った。<sup>(21)</sup>このような被災者救済を目的とした演説会は、宗派の垣根を超えた有志の僧侶や大寺院が受け皿となつて全国で実施された。<sup>(22)</sup>

演説会以外にも、義捐金勧募を目的とした托鉢も行われた。震災発生一カ月を期して、一月二八日より翌月四日まで、湯島麟祥院を拠点に、臨濟宗・真言宗・浄土宗・真宗等の各宗有志僧侶が、日替わりで読経巡回して托鉢を行い、最終的に二〇〇円余を被災地に送つたといふ。<sup>(23)</sup>

## ②現地視察と慰問

ここでの現地視察とは、被災地の現況・情報収集を目的として宗団が僧侶を派遣することであり、慰問とは管長や法主といった宗団の代表者が被災地を見舞うことである。

『明教新誌』を見るかぎり、いち早く被災地の視察を派出したのは、浄土真宗本願寺派であった。本願寺派は、一月六日から一二日まで、実況視察のため前田空音等を現地に派遣した。<sup>(24)</sup>帰京後、前田空音は、木挽町厚生館

や芝公園地弥生館で開かれた「救恤演説会」(仏教同和事務局主催)において、現地で撮影した写真を幻灯機で映写し、被災地の惨状を説明したという。<sup>(25)</sup>

一方、被災地慰問については、一月二十八日に、浄土真宗本願寺法主の代用として新門主が、岐阜・愛知両県を巡回慰問したと記録される。新門主は、全壊寺院や病院を慰問して金銭を施行し、また名古屋別院において追吊法要を勤修したという。二月二日には、真宗大谷派法主も、本願寺派と同様の形で、被災地を巡回慰問したようである。<sup>(27)</sup> 同時期に真言宗長者の原心猛も、同地を慰問されたが、その詳細については後述したい。

宗団による現地視察や慰問に関する記事は、上記を除いて『明教新誌』中にはあまり見出すことができない。このことに関連して誌上には、被災地慰問に関する宗団の消極性を批判する記事がしばしば掲載された。

●時事「薄情に吃驚す」(明教新誌二九八五)

「…夫れ聖意の此の如く至れるにも拘はらず、二三宗派を除くの外は、絶へて慰問使を派して罹災者を見舞ふの拳を為すものなし、且つ其の罹災者果して悉く異教の信者なるか、苟も彼等は仏教信者中の真の仏教信者たる以上は、各宗管長たるもの、誼として勿論之を慰問せざるべからず、然るに管長自身が親く往ひて慰問せざるは兎に角、未だ一人の慰問使を派遣せざるの宗派ありと聞く、予輩、寧ろ其の薄情に喫驚せざらんや」<sup>(28)</sup>

●寄書「仏道各宗管長閣下に稟す」遠江林古芳(明教新誌二九八六)

「然るに仏道各宗の管長の震災地に来往し災民を慰問し死霊を追福するの美拳あるを聞かず 仏陀の四弘誓願八福田を奉持する管長其人ありて斯の危急存亡の時を措て何れの日にか慈悲を施行するや…」

…彼等災民は父母を失ひ妻子に離れ財産を蕩盡したるにも拘らず仏教信仰の深き自身背上に弥陀を帯び腰間に釈迦を奉じ唱名念仏に余念なきものを実地に目撃せり。老父子女日として鶴首蹠足管長高僧の親化を待たざるはなし。斯の仏教信者ありて現当二世の大導師たる管長にして自身に教化の沙汰なきは実に不審に堪へざるなり」<sup>(29)</sup>

様々な記事で愛知・岐阜には、熱心な仏教徒が多いと言及されており、高僧の慰問・親教が待望されたものと推測される。しかし、実際にそれを実施した宗派は、わずか二・三に過ぎず、中には慰問使すらも派出しなかつた宗団も存在したようである。この頃の宗団の取組みは、直接現地に入り被災者を救済するのではなく、金品物資を被災の末派寺院や各県庁に届けるという間接支援が主であつたと考えられる。

一方、有志で被災地支援・慰問を行つた僧侶は多数存在したものと推測されるが、あまり誌上では言及されなかつた。しかし、数少ない有志僧侶による慰問の報告の中には、次のような事例も見うけられた。

● 雑報 「甚目寺村に於ける赤十字社医院」 (明教新誌二九八九)

「去る日当市大谷派有志僧侶某々の二氏が被害患者撫慰の爲め見舞の物品を携へ草鞋を穿ち被害地に赴かれし際 海東郡甚目寺村に在る赤十字社医員に面談し親しく患者を慰問したき旨を申入れしに 同医員は本院に在る患者は本院医員にて看護する者なれば本院医の意見を以て一切宗教者の接見を謝絶すと断りたるより

…」<sup>(31)</sup>



僧侶の慰問のすべてが受け入れられたわけではなく、赤十字病院のように、被災の患者との接見を拒絶する事例もあった。これについて本誌では、「同院医の意見とは果して那邊にあるか聞かまほしき事なり……」として疑念を伝えた。その拒絶の背景は不詳であるが、被災地における宗教者の活動を制限した事例として興味ぶかいものといえよう。

### ③諸法要の執行

震災横死者のための法要は、「追吊会」「追吊法要」という呼称で、濃尾地震の発生直後から全国の仏教寺院に行われた。追吊会の内容は、誌上から読みとれないが、全体的には「施餓鬼会」がよく行われたようである。また時期的に濃尾地震の横死者のみならず、安政大地震の三七回忌も兼ねて行われる場合もあった。

直後の十一月一〇日には、天台宗務庁主催にて、比叡山延暦寺で各地方横死者の二七日忌にあたり、外錫杖・大施餓鬼会を行い、また「各寺院に於ても適宜追福法要を行ひ篤く回向を以て法雨普潤を希図すべし」と呼びかけた<sup>20</sup>。このように宗団が主体となった法要は多く行われ、また十一月八日に京都智恩院で行われた追吊会のように、各宗共同にて行われたものもあった<sup>21</sup>。

他にも有志の僧侶・寺院による被災横死者の法要は、全国で多く営まれ、初期の事例として、深川靈巖寺・麻布善福寺・東叡山寛永寺・芝青松寺・湯島麟祥院・白金瑞聖寺・浅草万隆寺・芝増上寺・身延山久遠寺・品川善福寺等を挙げることができる。

しかし、『明教新誌』上では、翌年の正月を過ぎたころから、濃尾地震に関する記事が減少し、追吊会の報告もほとんど見られなくなった。初盆の時期でも、八月一八日に三条河原で濃尾震災亡者のための川施餓鬼が行わ

れたことが報ぜられたのみであった。<sup>(34)</sup> 一周忌には、信州善光寺や深川本誓寺等で横死者追弔の法会が行われたと僅かに伝えるのみであった。<sup>(35)</sup> これらの記録が、どれほど實際を反映したものかは不明であるが、紙面の様子をうかがう限り、大水・大火等の天災が相つぎ、政情も変わりゆく中で、濃尾地震に対する関心が急速に失われたものとも考えられる。

#### ④小児・孤児の養育

●雑報「一千百三十六名の孤児」

「……其有様は見るに忍びざる中にも分けて憐れむべきは父母兄弟親戚故旧等 一人も恃むべきものなき一歳より六歳に至る孤児は千百三十六名あり 目下各町村において夫々救助し居るも何時までも永續すべくもあらざれば同地の有志者は此際 罹災孤児院を設立せんとて 此程上京し夫々奔走し居らるゝよし」<sup>(36)</sup>

他の大地震と同様、濃尾地震においても、身寄りのない孤児、あるいは十分な養育を受けられない小児が数多く生じた。一〜六歳の孤児だけでも、一、一三六名にのぼったという。このような震災孤児を養育・支援するため、僧俗を問わず様々な活動がなされたが、<sup>(37)</sup> 仏教界では特に福田会育兒院の活動が各誌に取り上げられた。

この福田会育兒院とは、新居日薩（一八三二〜一八八八）等の各宗僧侶の主唱のもと、明治二二年（一八七九）に設立されたものである。<sup>(38)</sup> 福田会育兒院では、岐阜・愛知両県庁等に孤児の状況と、養育の依頼等について調査を求める依頼書を送った。<sup>(39)</sup> これと並行して、震災直後の一月二日から、古谷日新を被災地に派遣し、十分な養育が受けられない小児、美濃から二名、岐阜から三名を連れて帰京した。<sup>(40)</sup> 翌月八日には、名古屋より六歳未満

の孤児七・八名を連れ帰り、直後にも同地方から五・六名が入所した<sup>(41)</sup>。翌年三月頃には、被災地から来た小児は数十名におよび、定数五〇名の枠を広げて、合計六二名の小児を養育したと伝えている<sup>(42)</sup>。

この福田会の活動以外にも、僧俗にわたり<sup>(43)</sup>、個人的な養育支援も行われた。例えば、福島郡山の如寶寺住職、鈴木信教（真言宗新義派）は、翌年四月に愛知・岐阜の孤児のうち、年齢四歳から六歳までの男七人、女三人の養育を両県庁に申し出たという<sup>(44)</sup>。この他にも被災現地において、濃尾震災孤児院の設立のために奔走する有志僧侶の活動があったようである<sup>(45)</sup>。

以上、濃尾地震に関する仏教各宗の被災地支援について概観してきたが、その中で、ひとつの傾向として耶蘇教（キリスト教）に関する言及も多いことに気づく。キリスト教の宣教師は、被災地に仮小屋を設け、衣類・食物や金銭を施して積極的に被災地支援に関わり、同時に布教伝道を行ったようである<sup>(46)</sup>。これらのキリスト教徒の活動に対して、当時の仏教者は注視するとともに、時に誌上において強い警戒心・嫌悪感を示した。

● 「地方の震災に就き特に僧侶の諸氏に望む」（明教新誌二九七三）

「夫れ施に法、財の別あり、然れども、事、機に投じ変に応ずるを貴ぶ、乃ち決して一方に局すべからざるなり。此故に吾人能く之を知る、而してキリスト教徒の仮面的慈善家、今や將に此機に投じて大いに虚名を釣るあらんとす。彼等をして慈善家の名を成さしめ、而して以て伝道の便宜を得せしむると否とは實に今日諸氏の決心如何にあり<sup>(47)</sup>」

● 時事「薄情に吃驚す」（明教新誌二九八五）

「予輩は、彼の基督教徒の如く、人の横禍に附け込みて以て自教を宣伝するの地歩を作る卑劣手段を悪む、然れども、適宜しく慰問せざるべからざる我が各宗派にして、而も猶ほ未だ慰問使を派遣せざるの報に接するに至りては、大息浩嘆せざらんと欲すも、遂に得べからざるなり」<sup>(48)</sup>

●寄書「地震に就き宗教拡張の一策」(明教新誌二九八六)

「就中彼の地方は真宗門徒の多きが故にか外教者も昔時に於ては殆んど侵入するを得ず今や此の災害を餌とし或は医師となり或は豪商或は豪農或は教導者となり救恤を名称とし弘教を目的となし其の蔓延するは恰も破竹の勢と聴く」<sup>(49)</sup>

●漫筆「天災地変は耶蘇教の豊年」(同學一七)

「現今災変のあるを幸に窮兇を得んと奔走し貧民を獲せんと焦慮す、嗚呼天災地変は耶蘇い教の豊年、誰か其姦策に陥らしむるの具を造りしか嗚呼、嗚呼……」<sup>(50)</sup>

これらの記事をまとめると、キリスト教徒が行った慈善活動は偽善であり、大地震を教線拡大の契機にしていると批判したのであった。これらには極端な意見も含まれるが、このような論調からは、仏教側の支援の不十分さの自覚と、そこからくる焦燥感を読みとることができる。

前にも述べたように、誌上では翌年正月を機に、濃尾地震に関する記事は減少したが、被災地における耶蘇教の動向については比してよく掲載された。一例をあげれば、名古屋でのキリスト教入信者の増加や、キリスト教徒が仏教に改心した話等であり、被災地支援よりも、教線維持の問題へと意識が移行していったようにも見える。

### 三 濃尾地震による真言宗寺院等の被害状況

前項までは明治期の仏教界における濃尾地震への対応について広く見てきたが、以下では本題である真言宗に焦点を当ててゆきたい。ここでまず愛知・岐阜県下における濃尾地震による真言宗寺院の被害状況について整理しておきたい。

各誌では、震災発生後から真言寺院の被害について個別に報道してきたが、一ヶ月が経過して、その被害の全体像が明らかにされた。一二月二〇日刊行の『明教新誌』第二九九七号では、真言宗寺院の被害について、全焼一ヶ寺、全壊九二ヶ寺、半壊九六ヶ寺、大破二九ヶ寺として概況を伝えた。<sup>(34)</sup>翌二一日刊行の『伝燈』第二四号では、宮寺普學の視察結果を載せ、愛知県では全壊六七ヶ寺、半壊六二ヶ寺、岐阜県では全壊二〇ヶ寺、半壊四五ヶ寺と報じた。<sup>(35)</sup>

新義真言宗の被災寺院については、一月二五日刊行の『密厳教報』第五二号に詳しく、愛知県下の状況について次のように伝えた。

#### ●教海彙報「本派寺院と檀信徒の罹災」(密厳教報五二)

「愛知県下に於ける本派寺院は総数百五十二ヶ寺にして震災を蒙りしもの未だ詳知せずと雖も全潰六十八ヶ寺半倒三十七ヶ寺なることは明なり故に未だ詳知せざる部分即ち東春日井郡、丹羽等の各郡を合算せば罹災せしもの百三十個寺の多きに及ひしならん亦同県下檀家の倒潰は大凡二千三百五十八而して壓死或は負傷無惨の災を受けしものは亦未だ明悉せざるも思ふに数多の罹災者あるへし」<sup>(36)</sup>

この記事によれば、愛知県内の新義寺院の総数は一五二ヶ寺で、そのうち全壊・半壊の寺院は、推定で一三〇ヶ寺にのぼるといふ。また同県下の檀家の被災については、倒壊家屋はおよそ二三五八件と報じた。

同第五二号の教海彙報「尾濃両国震災視察詳報」では、被災地に派遣された関谷慈孝の報告を載せ、同第五三号では、その報告を補い、より正確な被災状況を報じた。<sup>(35)</sup>それらの記事では、両県下の新義派寺院の詳細な被災が記録されるが、本論では紙数の都合上、割愛したいと思う。

多くの真言宗の被災寺院の中でも、甚大な被害をうけ、ひととき大きく報道されたのは愛知の古刹甚目寺であった。『密厳教報』第五二号によれば、甚目寺境内の建造物のうち、半壊の三重塔・仁王門・総門をのぞき、本堂・開山堂・聖天堂・観音堂・烏樞沙摩堂・護摩堂・茶所・十王堂・籠堂・鐘樓堂・地藏堂・釈迦堂・東漱水館・西漱水館・大日堂・子安観音堂は全壊であったといふ。さらに甚目寺の塔中である法華院・大徳院・光明坊・東林坊・成就院・性徳院・龍泉院・普門院・釈迦堂・地藏堂・西綱之坊・東綱之坊の本堂や庫裏も、ことごとく全壊の状態であったと伝えた。<sup>(36)</sup>この甚目寺の被災については『伝燈』で度々言及され、その復興に対する意見等も寄せられた。

#### 四 濃尾地震における真言宗の対応

真言宗には古義・新義をはじめ多くの流派があるが、明治二四年頃は、東寺長者を頂点とする合同真言宗の時代であった。同時期の真言宗は、従来軽視してきた大衆布教に取り組み、北海道や海外開教を展開し、また多くの社会活動に参画する等、変革の時期にあり、濃尾地震に対しても積極的に関与していった。その活動について

は、『伝燈』や『密嚴教報』等に詳しいが、追吊会や仏教演説会の執行等、前と重複するところも多いので、ここでは真言宗独自の活動にしほり、<sup>①</sup>真言宗全体、<sup>②</sup>真言宗新義派という二つの視点から論述したい。

### 真言宗長者の動向

まず真言宗全体の対応として、真言宗長者であった原心猛（一八三三～一九〇六）の動向に注目してみよう。原心猛は、震災直後の一月二日付で諭達を發し、義捐等を宗内僧侶に呼びかけた。

#### ●真言宗諭達

宗内寺院并信徒中

去月廿八日は非常の震災にて実に日本人民は何れも驚愕致せしも特に愛知県 岐阜県は古今未曾有の災厄に罹り悲惨の状言語に絶し候就ては不肖よりも両県知事え宛些少の義捐を送り罹災人へ配与方依頼致置候抑、災厄は人世不可遁の業感にて仮令直接に受けざるも固より其業感は同代の人民たる者均としく薄福の招く処に候依ては本宗の僧俗たる者何れも平等の悲愛を念じ因果の応報を諦らめ第一に義捐を募りて現在同胞の惨苦を拯ふは至急の焦眉に候條各地適宜の方法を設けて速かに此挙を仕遂ぐべし猶ほ其上此災厄に死せし者の得脱廻向と及び国家安靜の祈祷とは屹度抽誠して宜く四恩を報しべし

右懇篤諭達候事

真言宗長者

明治廿四年十一月二日

大僧正 原 心 猛<sup>③</sup>

原心猛は、とり急ぎ自ら金五〇円を愛知・岐阜両県に送るとともに、宗内僧侶に義捐金を募る通達を出した。これに関連して真言宗法務所では、義捐金の募集事業に着手し、玄猷や松平實禪を發起人として日本全国の有志へ義捐を募ったのであった。

さらに原心猛は、震災横死者の得脱廻向および国家の安穩を祈願する法要の実施を呼びかけた。これに呼応する形で、日本全国の真言宗寺院で様々な法会が執行されたが、原心猛も一月一四日に東寺御影堂において自ら導師を務め、廻向法会を行った。<sup>(82)</sup>

また法務所からは、真言宗長者の命によって、宮寺普學が被災状況の視察のため派出され、後に両県下における本宗寺院の被害概況が報告された。<sup>(83)</sup>そして、この報告をうけて、再び原心猛は一月二七日に次のような諭達を發し、より具体的な義捐の方法を示した。

●真言宗番外

宗内寺院并檀信徒中

愛知、岐阜両県下震災之儀 派出員の取調を檢し候処 益々悲惨を極め候 就いては不肖も本日両県へ派出し罹災死亡者の得脱廻向 并に寺院信徒等の困状見舞を親しく致すことに候 且つ愛知、岐阜寺院の罹災は全焼一ヶ寺 全潰九十二ヶ寺、半潰九十六ヶ寺、大破二十九ヶ寺、其他近土寺に若干の潰倒あり 誠に当惑の至りに候 然るに此寺院は憑るへき檀家頼むへき信徒も亦罹災者なれば 実に困難の状 迫も筆舌に尽きざること 候 依て我が同宗寺院及び信徒は此状を傍觀するに忍びず 此故に第一に諸寺院共寺檀と克く協議し不取敢該地所在寺院の困状を見舞する議を講すべし 其集金は本所會計に於て寺院へ応分配賦致すへし 依ては各寺院一ヶ寺に付平均十錢の見込みを立て速かに募集し十二月二十日を限り本所に差出すべし



右諭達候事

明治廿四年十一月廿七日

真言宗長者

大僧正 原 心 猛<sup>(64)</sup>

原心猛は被災寺院の窮状を挙げた上で、一二月二〇日を限りとし、一ヶ寺につき一〇錢程度の義捐金を供出するように呼びかけ、自らも横死者の供養と、寺院・檀信徒の慰問のため、被災地に趣くことを告げた。原心猛は、直後の一月二十九日から二月二日まで被災地に滞在し慰問に務めたが、その詳しい足取りは次の通りであった。<sup>(66)</sup>

一月二七日	原心猛は、石毛神阿・北脇良識・松平實善を従えて、午後五時に四日市を出発して大須寶生院に到着した。
一月二八日	愛知県知事と面会した後、愛知仏教会・育児院・病院二ヶ所を訪ねて寄付金・見舞品を贈り、午後二時からは大須寶生院での法会を勤めた。
一月二九日	甚目寺や一宮地藏寺で施餓鬼会を勤め、地藏寺檀家某氏で宿泊した。
一月三〇日	沿道の諸病院を見舞った後、岐阜市に入り、午後二時から県庁や病院等を見舞った。

二月一日	岐阜安乘院の焼け跡、北方町の圓鏡寺で施餓鬼会を勤め同所に宿泊した。
二月二日	大垣病院等を見舞った後、午後五時に京都に帰着した。

熱心な仏教信者が多い地域だけに、各法会には人々が群参し、病院では何れの患者も涙を流し、長者一行の慰問を歓迎したと記録される。被災地で出会った軍医の話によれば、被災地の人びとは、宗派に関係なく、僧侶諸師の慰問を待ち望んでいたともいえる。<sup>(67)</sup>

### 真言宗新義派の動向

次に智山・豊山両化主の動きに注視しながら、真言宗新義派における震災対応について整理しておきたい。同時期の智山化主は第四三世金剛宥照（一八二一～一八九五）、豊山化主は第五世高志大了（一八三四～一八九八）であった。

まず震災発生直後の一〇月三〇日、真言宗新義派大学林では、役員生徒一同が大講堂に集まり、大地震歴死者のための追吊法会が行われた。<sup>(68)</sup>

次いで智山・豊山両化主は、一月四日から一三日まで、関谷慈孝に見舞金（愛知県に一〇〇円、岐阜県に二〇円）を携持させ被災地に派出した。<sup>(69)</sup> その目的は、現地の新義派寺院の被災状況を調査し、両化主の懇旨を伝えることが主であったが、他にも義捐金の分配を現地寺院に委嘱する等の重要な交渉が行われたようである。関谷慈孝が辿った道のりは厳しく、宿泊場所がない場合には、粗末な仮小屋で風露をしのいだこともあったという。<sup>(70)</sup>

新義派事務所では並行して、真言宗全体の義捐金（一カ寺につき十錢程度を徴集）とは別に、被災した新義派寺院に義捐金を支援する義捐規則を定めて告示した。参考までに、その条目のみを引用すると次の通りである。

- 一 罹災救恤義捐金は岐阜愛知両県本派寺院にのみ限る事
- 一 但両県一般の罹災者救恤の義捐金は振教会に於て取扱ふべし
- 一 義捐金は其金額並に義捐者の郡村寺号姓名を帳簿に記入せられたし
- 一 義捐金は別に受領証を呈せず 其姓名及金額を密厳教報誌上に広告すべし
- 一 義捐金記入済の上は本帳簿と共に本所會計課へ宛て送附ありたし
- 一 但為替は小石川局へ振込の事
- 一 義捐金の配分方法は愛知は同県法務支所 岐阜は東西両濃事務局取扱所へ依托すべき事
- 一 義捐金請取の期限は来る一二月廿日限りとする

明治廿四年十一月

新義派事務所<sup>(7)</sup>

この告示にもとづき新義派事務局では、事務所詰の佐伯・関谷・小林・濱田・海老原を関東各地に派出して、より確実に義捐金を徴集した。また、半円以上の義捐金を寄附した寺院に対しては、智山・豊山両化主より賞状が下附された。<sup>(7)</sup> これらにより新義派事務局では、義捐金として総額一、一四六円四六錢を集め、これらを二回に分けて被災地の事務所局に届けた。

●第一回義捐金の分配（明治二五年三月六日）<sup>(25)</sup>

〔愛知県甲支所常法談林並綱維〕 八一四円

〔岐阜県西濃本派事務支局詰〕 九七円五〇銭

〔岐阜県東濃本派事務支局詰〕 五五円五〇銭

●第二回義捐金の分配（明治二五年一〇月二一日）<sup>(26)</sup>

〔愛知県甲支所常法談林並綱維〕 一四七円六二銭

〔岐阜県西濃本派事務支局詰〕 一四円八八銭六厘

〔岐阜県東濃本派事務支局詰〕 六円九四銭八厘

この新義派事務局で集められた義捐金は、全て被災した新義派寺院に分配されたが、この方針をめぐって内外から様々な批判が噴出した。

●寄書「新古分離の所存なりや」木車居士（明教新誌二九八七）

「新古は一味なるべし然るに這回尾張美濃の震災に關し奇態にも新義派は新義派寺院而已拯救の方を立て全く新古の分離を示したり嗚呼何んぞ偏頗心なるや茲を以て止を得ず古義学籍の寺院も中途にして一般寺院贈進の法を廢して古義学籍而已へ送らんの議を建てんとすとか…」<sup>(28)</sup>

●漫筆「本宗寺院の救済」金峯生（同學一七）

「然るに這回愛知岐阜両県下に於ける本宗新古両寺院の困窮を救ふに 新古両立 古義派学籍有志は新義派罹災寺院を恤まず 新義派学籍有志は古義派罹災寺院を救はず」<sup>(77)</sup>

●寄書 「新義派の諸師に告ぐ」 新義派末資 永溪秀禪（明教新誌二九九一）

「既に今回岐阜愛知の罹災寺院見舞金募集の如きも吾が新義派の人先づ新義派寺院のみの救助を目的となしたるを以て古義派は更に古義派寺院のみの拯救に勉むるに至れるに非ずや 此に於て乎余輩は実に我宗の先途を憂ふると同時に吾派の人々の偏頗にして且つ先見に乏しきを恥ぢずんばあらず」<sup>(80)</sup>

このような論調に対して、金剛照道は反論して新義派の立場を述べ、これをうけて以降も、誌上において是非をめぐる論戦がつづいた。<sup>(82)</sup> この議論がいかに着したかは不明であるが、義捐金の分配をめぐる古義・新義の不和を煽る結果となり、改めて義捐の難しさを思い知らされる。

### 真言宗で執行された諸法要

ここでは真言宗における様々な取り組みの中でも、震災横死者のために行われた諸法要について注目してみた。一月二日に発せられた真言宗長者の論達や、『伝燈』等の呼びかけに呼応して、<sup>(84)</sup> 全国の真言宗寺院において追吊法要が数多く営まれた。

一月六日から三日間、高野山上では金堂に僧侶三〇〇名が集まり、震災横死者のための追吊会（理趣三昧）が行われ、<sup>(85)</sup> 一月一八・二〇日には、泉涌寺・醍醐寺・勸修寺・隨心院の四本山山合同にて追吊会が営まれた。<sup>(86)</sup> また岐阜圓鏡寺の常磐井僧正のように、自坊の被災を顧みず、横死者のための施餓鬼会を百日間修行したとの記録

もあつた。<sup>(87)</sup>

真言宗で行われた諸法要を概観すると、他宗と同様に施餓鬼会がよく営まれたが、土砂加持や理趣三昧・二箇法要といった真言宗独自のものも多く行われた。

○土砂加持 土砂加持とは、光明真言によって加持した土砂を亡骸に散ずることによって後生得楽を祈願するもので、震災横死者のために広く行われた。一月三日には、湯島靈雲寺で安政大地震の横死者供養を兼ねた土砂加持法会が開かれた。<sup>(88)</sup> また一月一日には、小石川目白十善会で、釈雲照が、震災横死者のための土砂加持法会を営んだ。<sup>(89)</sup> 他にも讃岐高松の高野山出張所、田端与楽寺（第三号法務支所）、<sup>(91)</sup> 千葉流山の常法檀林東福寺等において土砂加持を行つたと記録される。

○理趣三昧・二箇法要 理趣三昧や二箇法要は人数を要する法要だけに、地方支所や有志の組織等が受け皿となり行われたようである。一月八日には、仙台の津梁青年会や徳隆婦人会において、島本栄隆導師のもと理趣三昧等（密宗安心の唱歌）による廻向法要が営まれた。<sup>(92)</sup> また一月一日には、高野山大学林に同学会一同が集まり、亡生両者のための理趣三昧法要が行われ、特に亡者追弔のために奥の院路傍に大塔婆を建立したという。<sup>(94)</sup> 他にも同年中には伊勢国第一支所（神戸林光寺）、<sup>(95)</sup> 播州中学林生諸師、有志僧侶（東京古川安養寺）、<sup>(97)</sup> 翌年には中学林生一同（栃木出流千手院）<sup>(98)</sup> 等によって理趣三昧が行われた。一方、二箇法要を行つた事例は少ないが、埼玉蒲生の清蔵院、<sup>(99)</sup> 新潟長岡の徳性寺、<sup>(100)</sup> 滋賀坂田の総持寺等の記録を見つけたことができた。

上記以外にも稀な例として、一月二日から翌月一日まで、防州徳山常禱院の藤村秀英が、負傷者の平癒を祈つて不動法十座・誦呪一万反、死者得脱のための光明真言法十座・十万遍を行つたとの記録も見られた。<sup>(102)</sup>

○月忌と年忌 震災発生の一〇月二八日にちなみ、真言宗においても月忌や年忌等の法要が営まれることがあ

った。例えば、一ヵ月後の十一月二十八日には、日本橋小伝馬町の新高野山大安楽寺では大施餓鬼が行われた。<sup>(18)</sup>また栃木鹿沼の和賀行識(寶藏寺執事)は、『密嚴教報』に広告を出し、一一・一二月の両月忌を期して幻灯会(幻灯機を用いて被災地の惨状を説明する)を実施した。<sup>(19)</sup>この他にも、五七日忌を期して、一二月三日に作州法務支所において徳永導師のもと土砂加持による廻向法要が行われた。<sup>(20)</sup>

震災直後には、全国の真言寺院で盛んに法要が営まれたが、翌二五年の正月を過ぎると誌上における法要の記録・記事は徐々に減っていったように見える。初盆の時期にも特に盛り上がりはなく、一周忌にあたり日本橋小伝馬町の新高野山で大施餓鬼会が行われたとの記録が見えるのみであった。<sup>(21)</sup>『密嚴教報』第七四号「震災一周年」と題する記事では、「…あゝ、全国の仏教家諸君廿八日は献花薫香、災死の亡霊を吊する大施餓鬼日なることを忘るゝ勿れ」と呼びかけたが、<sup>(22)</sup>このような記事からは、すでに濃尾地震の記憶も風化しつつあった当時の状況が読み取られる。

## 五 結びに代えて

以上、明治二四年に発生した濃尾地震に対する仏教各宗、特に真言宗の動向について、『明教新誌』『密嚴教報』等の仏教系雑誌にもとづき再構成してきた。本論で綴った個々の事例について、本来ならば内部資料による裏付け、傍証の積み重ねが必須であるうが、筆者の力不足により叶わなかった。また宗団全体の動向とは別に、個人で被災地に入り、支援活動に従事した有志僧侶の動きについては、その実態をほとんど把握することが出来なかった。それでも本論でとりあげた同テーマに関する先行研究はなく、それなりに意義を有するものと思う。

濃尾地震に対する宗団・僧侶の一々の活動について、現代の視点から一方的に是非を論じるのは本意ではない。

むしろ、過去の大地震で何が問題となり、先人がいかに対処したのかを学び、さらに現代に発生した東日本震災との相違を意識することが大切であろう。明治期と現代では、人びとが仏教や僧侶に懐くイメージ・感情は大きく変化し、また既成教団に代わる受け皿として多くの新宗教も台頭してきている。

それでも依然、被災者の心のケアに関して、僧侶や仏教の法要・儀式に対する潜在的な期待も大きいように感じる。東日本大震災は地震だけではなく、原発事故・放射能汚染をともなった前例のない複合災害である。物質的問題のみならず、被災者の心の復興のためには、長期的取組みが不可欠になってくるであろう。仏教宗団では今後、そのような要請にも対応可能な僧侶の育成を進めるとともに、被災者支援を志す僧侶たちを後援する体制の強化を図るべきと感じた。

## 註

- (1) <http://www.npa.go.jp/archive/keiho/biki/higaijokro.pdf>  
 広報資料「平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成25年一月一六日、警察庁緊急災害警備本部)を参照した。
- (2) 濃尾地震に関する出版物は数多いが、ここでは『地震・噴火災害全史(シリーズ災害・事故史2)』(二〇〇八年、日外アソシエーツ株式会社)を参照した。
- (3) 『明教新誌』第二九七四号(明治二四年一月四日) 雑報「関谷博士の注意」(八頁)では、地震学者として高名な理学博士、関谷清景(一八五五―一八九六)の地震に対する談話を掲載した。以降、関谷氏の見解は、同第二九七五・二九七六・二九七七・二九八〇・二九八一・二九八二号等たびたび引用された。特に第二九八〇号では、大地震と宗教・信仰や鯨等の迷信、また第二九八一号では、大地震が人心に与える影響等、様々なことに言及した。この関谷清景の談話は、『同學』第一六号(明治二四年一月一六日)、同第一七号(明治二四年一月一六日)の雑報「理学博士関谷清景氏の地震談」、また『密厳教報』第五三三号(明治二四年一月二二日)の寄書「鳴動の原因」等にも引かれた。
- (4) 『明教新誌』によって、被災地やその支援に関連して発生した問題や事件、風聞の一例を示すと、同第二九八〇号(明



〔治二四年一月一六日〕時事「慈善的山師」(九頁)では、震災救恤の慈善事業(演説会等)の名を借りて、義財を採取する者がいるとの風聞を記した。同第二九八五号(同年一月二六日)雑報「罹災人民の暴行」(八頁)では、岐阜県民四百余名が知事との面会を求めて県庁に押しかけ、翌日、本願寺別院において警官に暴行を加える事件が発生したと伝えた。また同第二九八九号(同年一月四日)雑報「罹災人民の第一満足せしもの」(七頁)では、金穀物品の他、大工道具が求められているとして、刻々と変わる被災地のニーズを報道した。

〔5〕『明教新誌』第二九七六号(明治二四年一月八日)雑報「地震に関する書籍」(六頁)。文部省の報告として、弘化四年(一八四七)の善光寺大地震や安政大地震に関する書籍の他、海外の書籍九本を紹介した。

〔6〕『明教新誌』では、同第二九七三号(明治二四年一月二日)以降、「震災救助義捐金募集広告」を掲載し、順次、義捐金拠出者の姓名を誌上で公表した。同第二九九五号「震災義捐金送通」(七頁)によれば、総計二七円七三銭三厘が集まり、愛知・岐阜両県宛に送付した。

『伝燈』では、同第二四号(明治二四年二月二日)に「震災義捐金募集広告」を掲載し、一般義捐(県庁に送金)と特別義捐(被災寺院に分配)の募集を呼びかけた。義捐者の姓名は、同第二四号より誌上で公表するとともに、同第二六号(翌二五年一月二日)によれば、その芳名を過去

帳に記し、教王護国寺御影堂にそなえ、毎日二日に加持土砂会を開き廻向したという。一般義捐は、実費経費を除いて翌年一月二九日付けで、愛知県庁へ九〇〇円、岐阜県庁へ一〇〇円を寄贈した。また「特別義捐金」は、同年四月一日に、篁光雅が現地に出張し、実費経費を除いた八四七円を岐阜県下の三五ヶ寺、愛知県下の六ヶ寺に二度に分けて配布した(同第二八号「特別義捐金配布報告」)。

『同學』では、同第一六号(明治二四年一月一六日)の附録として、「震災救恤義捐金募集広告」を掲載し、義捐金の募集を行った。

『密厳教報』では、同第五一号(明治二四年一月二日)に「岐阜愛知本派寺院震災救助義捐金募集広告」を掲載した。義捐金の三七円三八銭一厘のうち、一五〇円ばかりを各宗慈善会等に委託し、岐阜・愛知両県に各一〇八円七三銭八厘を寄贈した。

〔7〕『明教新誌』第二九七六号(明治二四年一月八日)録事「真宗大谷派本局諭達第九号」(一頁)。

〔8〕『明教新誌』第二九七四号(明治二四年一月四日)雑報「曹洞宗の救恤」(四頁)。同頁には「本願寺の救恤」として、真宗本願寺派が、愛知・岐阜両県の末派の被災寺院に対して白米百俵を送るとの記事も掲載された。

〔9〕『明教新誌』第二九七八号(明治二四年一月一〇日)録事「曹洞宗諭達」(一頁)では、両県被災寺院の救済のため、住職に金二〇銭以上、前住職に金一〇銭以上、徒弟に金五

- 錢以上の義捐を求めた。
- (10) 各誌では「死亡者」「横死者」「亡霊者」「亡者」等、様々な表現が見られるが、本論では原文の引用を除き、原則的に「横死者」で統一した。
- (11) 『明教新誌』第二九七七号(明治二四年一月一〇日) 録事「同辛卯宗達第十八号」(二頁)。
- (12) 『明教新誌』第三〇〇一号(明治二四年二月二八日) 雑報「曹洞宗と震災寺院」(六頁)。
- (13) 『明教新誌』第二九九〇号(同年一月六日) 雑報「本願寺の末寺救済に一万円三千円を投ず」(六頁)。本願寺派から給与された一万三千円余には、後にできた「共保会規則」が適用されたようであり、支給を受けた被災寺院は、五年以内に全額の十分の一を本会に納めた。
- (14) 『明教新誌』第三〇一三号(明治二五年一月二六日) 録事「真宗本派法度」(二頁)、同第三〇一四号(明治二五年一月二八日) 録事「本願寺法度第十号共保会規則」(二頁)。明治二四年一月三〇日に浄土真宗本願寺派では、臨時集会を開き、罹災救助のための「共保会」の設立する法案を議決した。全一九条からなる「共保会規則」は、同年一〇月二日付けで発布され、誌上に全文掲載された。
- 『明教新誌』第三〇四四号(明治二五年四月四日) 録事「同達示甲達第八号」(二頁)。翌二五年三月一五日には、「共保会細則」が発布された。
- (15) 『明教新誌』第三〇〇七号(明治二五年一月一四日) 雑報「臨濟宗被害寺院の大運動」(六頁)。「密厳教報」第五六号(同年一月二五日) 雑報「被害寺院の大運動」(二二頁)。
- (16) 『伝燈』第二五号(明治二五年一月二日) 雑報「各宗管長震災寺院に対する美拳」(四〇頁)。
- (17) 『明教新誌』第二九七三号(明治二四年一月二日) 雑報「震災救恤演説会」(六頁)。
- (18) 『明教新誌』第二九七五号(明治二四年一月六日) 広告(六頁)。「同第二九七九号(同年一月一四日) 雑報「慈善会救恤演説の景況」(六頁)。「密厳教報」第五一号(同年一月一二日) 雑報「各宗協会」(二七頁)。
- (19) 『密厳教報』第五二号(明治二四年一月二五日) 演説「菩薩三時之涙」(八頁)。小林榮連の演説内容が掲載された。
- (20) 『密厳教報』第五三号(明治二四年二月二日) (二五頁) 雑報「慈善救恤」。
- (21) 『明教新誌』第二九七七号(明治二四年一月一〇日) 雑報「哲学館震災義捐大演説会」(七〜八頁)。
- (22) 仏教大演説会は全国で開催されたが、『明教新誌』によって初期の事例をあげると、芝高輪泉岳寺(同誌第二九七三号)、東京府下の曹洞宗有志(同第二九七四号)等がある。また一月四日には六日間連続で、岡山市高砂座を会場として各宗共同の「震災地幻灯大演説会」が開催され、真言宗からは和田大圓が演説した(『伝燈』第二四号「各地の報道」)。他にも、一月三日より三〇日まで、日本橋の新高野山(山科後海住職)では、毎日説教を行い、義捐を呼びかけた例

明治二四年の濃尾地震をめぐる真言宗の動向

- (23) 『明教新誌』第二九八七号(明治二四年一月三〇日) 雑報「托鉢の実施」(六頁) および同誌第二九九一号(同年一月八日) 雑報「托鉢の結果」(六頁)、『密厳教報』第五三号(明治二四年二月二日) 雑報「慈善家に善根」(二五頁)。
- (24) 『明教新誌』第二九七四号(明治二四年一月四日) 雑報「罹災地巡回」(五頁) および同第二九七六号(明治二四年一月八日) 雑報「立花了俊氏」(四頁)。
- (25) 『明教新誌』第二九七九号(明治二四年一月四日) 雑報「前田空音氏の帰京」(七頁) および同第二九八〇号(明治二四年一月一六日) 雑報「幻灯演説」(五頁)。
- (26) 『明教新誌』第二九八七号(明治二四年一月三〇日) 雑報「真宗本願寺派新門跡震災地の巡回」(五頁) および同第二九九一号(明治二四年一〇月八日) 雑報「本願寺派新門跡」(五頁)。
- (27) 『明教新誌』第二九八七号(明治二四年一月三〇日) 雑報「大谷派法主の震災地巡視」(六頁)。
- (28) 『明教新誌』第二九八五号(明治二四年一月二六日) 時事「薄情に吃驚す」(一〇頁)。
- (29) 『明教新誌』第二九八六号(明治二四年一月二八日) 寄書「仏道各宗管長閣下に稟す」(一〇頁)。
- \* 原文の旧漢字・異体字、変態仮名について、本論の引用では、読みやすさを考慮して、原則的に常用漢字・仮名に変え、また適宜スペースを挿入した(以下の引用文も同様)。
- (30) 『密厳教報』第五四号(明治二四年二月二五日) 雑報「震災地人民の感情」(二七頁)。「尾濃三州人民が殊に仏教篤信者なることは今更謂ふ迄もなき事なるか」という。また愛知・岐阜県下の人民の中には、耶蘇教の手先と見なして、赤十字社医員による治療も拒む者もいたという。
- (31) 『明教新誌』第二九八九号(明治二四年一〇月四日) 雑報「甚目寺村に於ける赤十字社医院」(六頁)。
- (32) 『明教新誌』第二九七七号(明治二四年一月一〇日) 録事「同辛卯宗達第十八号」(二頁および七頁)。
- (33) 『明教新誌』第二九七七号(明治二四年一月一〇日) 雑報「追吊会」(六頁)。
- (34) 『明教新誌』第三〇九七号(明治二五年七月二日) 雑報「川施餓鬼」(一〇頁)。京都新堺町の正業寺住職吉川音成の発起のもと、八月一八日に三条河原で濃尾震災亡者のための川施餓鬼を執行する予定と伝えた。
- (35) 『明教新誌』第三二二六号「震災者一周忌」(四頁)では、信州善光寺において一〇月一六日より二八日まで尾濃震災横死者一周忌の大法要を修行すると伝えた。同第三一三四号「一周年の追吊会」(六頁)、同第三一四二号、同第三一四四号等では、深川仲町の本誓寺で一〇月二五日の午後一時より、震災横死者の追吊法会、あわせて佐伯法雲(曼荼羅居士)の演説を行ったという。『明教新誌』第三一三四号「大施餓鬼」(六頁)では、遠州浜松の正福寺内、般若支林において、一〇月二八日に震災死亡者のための大施餓鬼会

- を挙行する予定と告げた。同第三一四四号「題目唱満会」(五頁)では、尾州東春日井郡の妙蔵寺において、日蓮宗一三カ寺住職および妙法講社の有志が発起人となり、震災死亡者の一周忌および同県下水害横死者の追吊大法会を執行したと報じた。同第三一四四号「吉水良祐師」(五頁)では、京都清浄華院貫首の吉水良祐が、一〇月二五日から二八日まで、名古屋白川町の光明寺で震災死亡者の追吊会を執行したと伝えた。
- (36) 『明教新誌』第三〇三六号(明治二五年三月一八日) 雑報「千百三〇六名の孤児」(六頁)。同様の記事は、『密厳教報』第六〇号(同年三月二五日) 雑報「千百三〇名の孤児」(三八頁)にも掲載された。
- (37) 『明教新誌』第二九八六号(明治二四年一月二八日) 雑報「震災地孤独の小児着京す」(七頁)。仏教界・僧侶以外の活動の一例として、岡山県の有志者が、震災孤児三〇〇名を引き取ったという。また同記事では、キリスト教系の婦人矯風会、および同青年会において数百名の小児を養育するとも述べた。
- (38) 福田会に関する資料は数多いが、ここでは池田英俊『明治仏教教会・結社史の研究』(一九九四 刀水書房) 一〇八頁に基づいた。この福田会は、「社会法人 福田会」として現存し、公式HPでは明治九年に福田会の創立、明治一二年を福田会育児院の開設としている。
- (39) 『明教新誌』第二九八六号(明治二四年一月二八日) 雑報
- (40) 『依頼状の發送』(七頁)。
- (41) 『明教新誌』第二九八四号(明治二四年一月二四日) 雑報「小児育児院に入る」(六頁)。育児院に入所するためには、親子が離ればなれになるため、福田会の申し出に對して悲哀する者、また謝絶する者等、必ずしも順当に受け入れられたわけではなかったようである。
- (42) 『明教新誌』第二九二二号(明治二四年二月一〇日) 雑報「孤児の到着」(六頁)。
- (43) 『明教新誌』第三〇三二一號(明治二五年三月六日) 雑報「育児の現數」(六頁)。
- (44) 『明教新誌』第二九九八号(明治二四年二月二四日) 雑報「孤児の給養」(六頁) によれば、豊前中津の仏教信徒が孤児六〇(一〇〇名)の給養を申し出て、また被災地に金四〇円、衣類二四〇〇点を送ったという。
- (45) 『密厳教報』第六三三號(明治二五年五月二二日)「鈴木信教師」(一八頁)。徒弟である堀江信の談によれば、鈴木信教師は、すでに貧児一八〇余名を育成するとともに、徒弟八〇余名を有していたという。
- (46) 『密厳教報』第六〇号(明治二五年三月二五日) 雑報「千百三〇名の孤児」(三八頁)。「…此可憐の孤児を救はんか為同地方の有志者は頻りに奔走しつゝありと吾教育家冀くは是等のことに斡旋して孤児院の如きものを設立しては奈何」という。
- (47) 『明教新誌』第二九八六号(明治二四年一月二八日) 寄書

- 〔仏道各宗管長閣下に稟す〕遠江林古芳（二〇頁）。「…顧みて外教の伝教師を見に岐阜大垣停車場頭に仮小屋を設け外国人二三十人之れに來往し布困着衣より米麦筆墨等の施行を怠らず日として市街の中央に至り銅錢銀貨を散布し布教伝道するあり父母兄弟に生別したる小兒を養育するあり救済の方として周到せざるはなし」といふ。
- また『密厳教報』第五四号（明治二四年二月二五日）雜報「豈に之を受けんや」（二七頁）によれば、キリスト教徒の中には、衣服の間に教書類をはさみ被災者に送る者がいると伝えている。
- (47) 『明教新誌』第二九七三号（明治二四年一月二日）「地方の震災に就き特に僧侶の諸氏に望む」（三頁）。
- (48) 『明教新誌』第二九八五号（明治二四年一月二六日）時事「薄情に吃驚す」（一〇頁）。
- (49) 『明教新誌』第二九八六号（明治二四年一月二八日）寄書「地震に就き宗教拡張の一策」加藤薩童（一〇頁）。
- (50) 『同學』第一七号（明治二四年二月一六日）漫筆「天災地變は耶穌教の豊年」金峯生（二五頁）。
- (51) 『明教新誌』第三〇二二号（明治二五年二月一四日）雜報「名古屋市基督教徒の増加」（八頁）。「震災後名古屋市へ乗込たる耶仏両教の伝教師は孰れも非常なる熱心と勉強とを以て各其の宗派の広布拡張に尽力せしが近來の調査に依れば昨年十一月下旬以來当年一月卅一日迄に新に基督教に入つたる者六百七十八名に及びたりと国民新聞に見へたり」といふ。
- (52) 『明教新誌』第三〇二四号（明治二五年二月二〇日）雜報「耶穌信者の改悔」（七頁）によれば、相州大住郡の金剛頂寺での涅槃會・追吊會において、根岸僧都の説教を聞いて、耶穌教徒の野口新藏が改心・懺悔し、三帰戒を受けたといふ。
- (53) 『伝燈』第三三三号（明治二四年一月二二日）雜報「当度の地震」（三九、四〇頁）。岡村光翁からの寄稿として近隣寺院の被災狀況が詳細に報告された。
- (54) 『明教新誌』第二九九七号（明治二四年二月二〇日）雜報「愛岐両県の真言宗被害の寺院數」（一六頁）。
- (55) 『伝燈』第二四四号（明治二四年二月二二日）雜報「本宗寺院の慘狀」（四一頁）。「濃尾両国の慘狀は已に前項の如きも、本院寺院の慘狀亦頗る大なり、過般本所尾派出宮寺普學師の携へ歸へられし概略の取調へを見るに、愛知県にて本宗寺院の、全倒に属する分六十七ヶ寺、半倒に属する分六一〇ヶ寺、其他破損の分あり：（中略）：其他六十六ヶ寺の全潰、六一〇ヶ寺の半潰等大小の寺院何れも幾百若しくは幾千或は万以上の大金を要するにあらずんば旧容に復する能はざるものにて其の慘狀は目も当てられぬ狀なりと、長者猥下へ隨行し彼の地へ派出されたる石毛神阿師は涙乍らに談られたり：（中略）：岐阜県にて全潰二十ヶ寺、半潰四十五ヶ寺と聞けり、是れ亦愛知県と同様ならん」といふ。
- (56) 『密厳教報』第五二号（明治二四年一月二五日）教海彙報「本派寺院と檀信徒の罹災」（三一頁）。

- (57) 『密厳教報』第五二号(明治二十四年二月二五日) 教海彙報  
 「尾濃両国震災視察詳報」(三二一―三八頁)。
- (58) 『密厳教報』第五三号(明治二十四年二月二日) 教海彙報  
 「愛知県下罹災本派寺院」「岐阜県下本派罹災寺院」(三六―三七頁)。
- (59) 『密厳教報』第五二号(明治二十四年二月二五日) 教海彙報  
 「尾濃両国震災視察詳報」(三四―三五頁)。
- (60) 『伝燈』第二四号(明治二十四年二月二日) 雑報「本宗寺院の惨状」(四一頁)。「…中にも彼の有名なる甚目寺の如きは一山一〇ヶ坊挙げて全倒し殊に本坊の輪奐壯麗なりしも漸く三重塔、辨天堂、仁王門のみ半潰、本堂、護摩堂、如意輪堂、聖天堂、明王堂、十王堂、地藏堂、大日堂、開山堂、釈迦堂、子安観音堂、阿彌陀堂、を始め鐘樓、惣門等二十余棟悉皆全倒せり、実に千歳の遺憾と云ふべし」といふ。
- (61) 『伝燈』第二四号(明治二十四年二月二日)「震災地の寺院再興に関する吾人の意見」東京丹生頼昭(一五頁)。「吾人竊かに有人につき尾国寺院の倒潰表を見るに忽ち吾人をして驚かしめたるは何の寺院も堂于の多に在り、彼の有名な甚目寺の如きは凡そ二十有余の堂于あり」と述べた上で、「堂于の数を減するを實に最大要点と思へり」として、寺院復興に際して諸堂を曼荼羅院に統合し、布教場の設立を優先すべきとの意見を出した。
- (62) 『伝燈』第三三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四〇頁)。
- (63) 『伝燈』第三三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四〇頁)。
- (64) 『明教新誌』第二九八号(明治二十四年二月二日) 録事「真言宗番外」(三頁)。同第二九九号(同年二月一四日) 官報「真言宗番外論達」(三頁)。「同學」第一七号(同年二月一六日) 本宗番外達「真言宗番外」(四二―四三頁)。
- (65) 『密厳教報』第五三号(明治二十四年二月二日) 教海彙報「長者狛下」(二九頁)。
- (66) 『伝燈』第二四号(明治二十四年二月二日) 雑報「長者狛下の御親問」(四二頁)。
- (67) 『伝燈』第二四号四二頁(明治二十四年二月二日) 雑報「長者狛下の御親問」(四二頁)。「特に慈恵医院派出海軍軍医少監村瀬三英氏、陸軍二等軍医正菊池常三郎氏の狛下に云はるゝには当地の人民は仏教の信念深きゆへか官吏等の見舞よりは僧侶諸師の慰問を悦び、諸師の慰問は患者の治療上大ひに便利を得たり、何宗の諸師に拘はらず可成慰問あらんを本院等の望む処なり」といふ。
- (68) 『明教新誌』第二九七三号(明治二十四年一月二日) 雑報「震災壓死者法会」九頁)。「密厳教報」第五一号(同年一月二日) 教海彙報「追吊会」(三〇頁)。
- (69) 『明教新誌』第二九七五号(明治二十四年一月六日) 雑報「真

明治二四年の濃尾地震をめぐる真言宗の動向

- 言宗新義派の救恤」(三三頁)。「密厳教報」第五一号(同年一月一二日) 教海彙報「面狹下の救恤金」(三〇〜三一頁)。
- (70) 『密厳教報』第五二号(明治二四年二月二五日) 教海彙報「尾濃両国震災視察詳報」(三二〜三八頁)。
- (71) 『明教新誌』第二九八八号(明治二四年二月二日) 寄書「真言宗震災地寺院の儀に就き法務所并に古義、新義の本山に告ぐ」 関西の一有志(九頁)。「其他 新義派は大仕掛けにて派内より徴取さるる由 然らば本宗(新義の外)の方にも本宗寺院の爲め亦特別に徴集さるゝは是非実行さるべし」という。
- (72) 『密厳教報』第五三号(明治二四年二月二日) 廣告「稟告」(四一頁)。
- (73) 『密厳教報』第五三号(明治二四年二月二日) 教海彙報「義捐金勸侑員派出」(二九頁)。
- (74) 『明教新誌』第三〇三四号(明治二五年三月一四日) 雜報「賞状」(四頁)。「密厳教報」第五九号(同年三月二日) 教海彙報「賞状」(三三頁)。
- (75) 『密厳教報』第六〇号(明治二五年三月二五日) 雜報「震災義捐金第一回報告」(三六頁)。
- (76) 『密厳教報』第七五号(明治二五年二月二日) 雜報「震災救助義捐金送与始末」(一七頁)。
- (77) 『密厳教報』第七五号(明治二五年二月二日) 本派録事「愛岐両県震災義捐金決算表」(二六頁)。
- (78) 『明教新誌』第二九八七号(明治二四年一月三〇日) 寄書「新古分離の所存なりや」 木車居士(九頁)。
- (79) 『同學』第一七号(明治二四年二月一六日) 漫筆「本宗寺院の救済」 金峯生(二六頁)。
- (80) 『明教新誌』第二九九一号(明治二四年二月八日) 寄書「新義派の諸師に告ぐ」 新義派末資 永溪秀禪(九頁)。
- (81) 『明教新誌』第二九九七号(明治二四年二月二〇日) 寄書「解疑」 金剛照道(六頁)。
- (82) 『明教新誌』第二九九八号(明治二四年二月二日) 時事「新古の衝突」(七頁)、「明教新誌」第二九九九号(明治二四年二月二四日) 寄書「金剛某の解疑を辨す」 永溪秀禪(一頁) 等を参照。
- (83) 『明教新誌』第二九七七号(明治二四年一月一〇日) 録事「真言宗論達」(二頁) 等。
- (84) 『伝燈』第二三三号(明治二四年二月二日) 雜報「其れに就き」(四〇頁)。「其他吾人の知らざるも全国到处に此の慈善のあるべきは確信せり 否ななくんばあらず何なれば此の悲哀の死者を得脱さる吾人僧侶の他に何人かある」という。
- 『同學』第一六号(明治二四年一月一六日) 附録「震災に就て満天下の仏教者に訴ふ」(一〜二頁)。「…然れども是れ此の横死者、罹災者は皆是れ吾最愛なる同胞兄弟にあらざるはなし、此の負傷者、生存者は殆んど吾仏教信徒にあらざるは無し、されば吾人は此の震災に対し、此の罹災者の爲めに、同胞兄弟の情義として、仏心者大慈悲の本分として、追吊会を営み、亡靈の迷鬼を慰むるは勿論、現在天に叫び

- 地に訴へつゝある残生者に向つて救助せざれば、彼れ亦窮餓の火坑に陥らんとす」という。
- (85) 『伝燈』第三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四〇頁)。「…又高野山にも本月六日より三日間大衆皆出仕、山王院にては鎮護国家の御祈念及び金堂にては死者追福の法会を営まれ随て各院にても所在の末寺及び信者への見舞又は追吊会等にて混雑の由」という。また『同學』第一六号(同年一月二六日) 雑報「全国震災者追吊会」(三七頁)にも言及あり。
- (86) 『伝燈』第三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四一頁)。
- (87) 『伝燈』第三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四一頁)。
- (88) 『明教新誌』第二九七四号(明治二十四年二月四日) 雑報「震災追吊法会」(八頁)、『伝燈』第三号(同年一月二日) 雑報「其れに就き」(四一頁)。
- (89) 『伝燈』第三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四一頁)。「東京目白の十善会にては両県へ金若干を贈与の上る十五日三浦中將の施主にて加持土砂あり」という。『明教新誌』第二九七九号(同年一月一四日) 雑報「土砂加持法会」(五頁)にも言及あり。
- (90) 『伝燈』第三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四一頁)。
- (91) 『密厳教報』第五二号(明治二十四年一月二五日) 教海彙報
- 「土砂加持修行」(二八頁)。田端与楽寺(第三号法務支所)では、僧侶三〇余名が出仕して高志大了導師のもと震災犠死者のための土砂加持法会を行った。
- (92) 『密厳教報』第五三三号(明治二十四年二月二日) 教海彙報「御遠忌と追吊会」(三〇頁)。同年一月二〇日より三日間、流山の常法檀林東福寺において高志大了導師のもと興教大師の御遠忌をかねて、震災犠死者追悼のための奏楽・庭儀付き土砂加持法要や大施餓鬼会を行った。
- (93) 『伝燈』第三号(明治二十四年一月二日) 雑報「其れに就き」(四一頁)。
- (94) 『同學』第一六号(明治二十四年一月二六日) 雑報「爰に本会は」(三六頁)。
- (95) 『伝燈』第二四号(明治二十四年二月二日) 雑報「各地の報道」(四三頁)。
- (96) 『伝燈』第二四号(明治二十四年二月二日) 雑報「各地の報道」(四四頁)。
- (97) 『密厳教報』第五四号(明治二十四年二月二五日) 教海彙報「追悼法会」(三三頁)。
- (98) 『密厳教報』第五八号(明治二十五年二月二五日) 教海彙報「追吊会」(三七頁)。栃木出流の千手院では、学頭田下憲尊導師のもと中学林生一同出仕にて震災歴死者のための理趣三昧法要を行った。
- (99) 『密厳教報』第五四号(明治二十四年二月二五日) 教海彙報「震災追吊と義捐」(二七頁)。同年一月二四日、埼玉蒲生



明治二四年の濃尾地震をめぐる真言宗の動向

の清蔵院に近隣の僧侶二五名が集まり、平常識導師のもと震災横死者の追弔のために二箇法要および大施餓鬼会を行った。誌上には「尾濃両州震災亡靈施餓鬼法会過去帳文」の全文が掲載された。

- (100) 『密厳教報』第五四号(明治二四年二月二五日) 教海彙報「追悼法会」(三二頁)。一月二六・二七日、新潟長岡の徳性寺において、権田雷斧導師のもと南部支所連合による追

弔会を行い、大施餓鬼・光明三昧・二箇法要を修した。

- (101) 『密厳教報』第五五号(明治二五年一月二二日) 教海彙報「法会と布教」(二九頁)。二月一日、滋賀坂田の総持寺では、震災亡霊のため庭儀・天童奏楽付の二箇法楽および大施餓鬼会を行った。

- (102) 『伝燈』第二四号(明治二四年二月二二日) 雑報「各地の報道」(四四頁)。このような個人的な祈願は記事にされることは少なく、実際には多くの僧侶が修法していたと推測される。

- (103) 『明教新誌』第二九八号(明治二四年一月一八日) 雑報「新高野山の救恤と追弔」(六頁)。同第二九八号(同年二月二日) 雑報「新高野山の法要」(七頁)。

- (104) 『密厳教報』第五四号(明治二四年二月二五日) 教海彙報「演説通信」(三四頁)。同第五五号(翌二五年一月二二日) 広告、同第五八号(翌年二月二五日) 教海彙報「演説会彙報」(三七頁)。

- (105) 『伝燈』第二四号(明治二四年二月二二日) 雑報「各地の

報道」(四三頁)。

- (106) 『明教新誌』第三二三八号(明治二四年一月一六日)「愛岐震災死者一周忌」(八頁)。

- (107) 『密厳教報』第七四号(明治二五年一〇月二五日) 雑報「震災一周年」(一六頁)。

(キーワード)

美濃・尾張地震(濃尾地震) 被災地支援 震災孤児  
真言宗新義派 震災救恤仏教大演説会 震災横死者追弔会  
施餓鬼会 土砂加持 原心猛 甚目寺